

相模原市監査委員公表第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき緑区役所、中央区役所及び南区役所を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年10月7日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

2 監査の実施日程

令和3年4月27日から同年10月4日まで

3 監査の対象

(1) 対象部局

緑区役所、中央区役所及び南区役所

(2) 対象年度

令和2年度及び令和3年度

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
(1) 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務及び現金の管理状況	緑区役所 区民課 南区役所 区民課
(2) 委託料の支出に関する事務	緑区役所 区政策課 中央区役所 区政策課 南区役所 区政策課
(3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	緑区役所 区政策課、地域振興課、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター 中央区役所 地域振興課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年相模原市監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務及び現金の管理状況	① 徴収が適正に行われないリスク	ア 事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ 現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
(2) 委託料の支出に関する事務	① 契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ② 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(3) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	① 算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 証明閲覧謄本手数料等の徴収に関する事務及び現金の管理状況

各種申請書、現金受払簿 等

イ 委託料の支出に関する事務

仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、業務委託報告書、請求書、支出命令書 等

ウ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

交付申請書、収支予算書、交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書、収支決算書、額確定通知書、支出命令書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

緑区役所地域振興課及び南区役所地域振興課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査の結果

監査基準及び令和3年度財務監査及び行政監査(第1期：緑区役所、中央区役所、南区役所)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 指摘事項

南区役所地域振興課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、相模原南防犯協会への補助金(以下「市補助金」という。)において、次のような事例が見られた。

相模原南防犯協会の事業においては、市補助金のほかに神奈川県防犯協会連合会から報奨金を受けていたが、当該事業に係る収支決算書の支出総額を市補助金の対象経費としていた。

市補助金の交付決定時において報奨金を補助金とは別の収入科目として適正に交付金額を算定しているにもかかわらず、実績報告書の審査において支出の総額を対象経費として市補助金の確定額としたことにより、報奨金に相当する額が余剰となり、次年度繰越金が増加する結果となっていた。

補助金は、公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部を交付するものであるため、補助金額の算定に当たっては、その必要性を十分に確認し、適正に

事務を執行されたい。

(2) 注意事項

ア 各区役所の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、緑区役所地域振興課の相模原北防犯協会への補助金及び南区役所地域振興課の南区安全・安心まちづくり推進協議会への補助金の交付手続において、各補助金交付要綱第3条に規定する補助対象項目ではない予備費を補助対象経費として交付決定している事例が見られた。

この予備費については、補助対象項目である事業費への充用や額の確定において返還金とされたことから、結果的には不適正な支出とはなっていない。しかしながら、本来予備費は予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため計上されるものであるから、交付決定においては補助対象経費として認められないものである。

予備費を補助対象経費とするのであれば、事前に相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)第10条に規定する計画変更の申請を受け、補助対象経費として承認し、補助内容の変更決定をする必要がある。

今後は、交付決定に当たり補助対象項目を十分確認するとともに、補助金規則及び補助金交付要綱の規定に基づき、適切に事務を執行するよう注意する。

イ 南区役所地域振興課の負担金、補助及び交付金の支出に関する事務を調査したところ、南区安全・安心まちづくり推進協議会への補助金において、次のような事例が見られた。

補助金の精算手続を確認したところ、令和3年3月31日付けの実績報告書に基づき確定した額により補助金の精算を行い、返還を受けていた。その後、決算額に誤りがあったとして再提出された実績報告書について、令和3年3月31日付けで遡及して受領し、精算額との差額の返還を受けていた。

この手続により、補助金は適切に返還されていることを確認したが、補助金の精算後に決算額の誤りが判明したのであれば、実績報告書が再提出された段階で、補助金規則第20条第2項の規定により補助金の返還を命ずる必要がある。

今後は、補助金規則等の関係諸規程を再確認し、適切に事務を執行するよう注意する。

(3) 各区役所におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

各区役所地域振興課の各防犯協会への補助金は、交通・地域安全課が補助金交付要綱を所掌し、平成29年度から事務移管により各区役所地域振興課が交付事務を行っている。

各防犯協会の事業は、市の補助金のほか、自治会等地域からの分担金並びに神奈川県防犯協会連合会からの報奨金及び助成金を主な財源としている。今回の監査において、各区役所地域振興課により補助対象経費算定上の財源の取扱いに相違があることが確認された。

補助金規則及び補助金交付要綱においては、財源の取扱いに関し規定はないが、各防犯協会への補助金は同じ交付要綱に基づき審査されるものであるから、財源の性質が同じであれば、その充当科目についても同様の取扱いとすべきである。

各区役所地域振興課においては、各財源の性質を各防犯協会へ確認し、補助対象経費に係る財務処理について考え方を整理し、統一的な見解により審査することを検討されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」をテーマに定め、監査を行った。

2 監査の目的

地方自治法第199条第14項の規定により、監査委員から監査の結果に関する報告を受けた市長等は当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならないとされている。

監査の指摘事項及び講じた措置の内容については、市長等から全庁に周知が

行われ、事務点検などにより適正な事務執行を図るよう通知がなされているところである。

しかしながら、措置を講じた事務について、その後に実施した監査において、同様の不適正な事務処理を確認することがある。

こうしたことから、指摘事項等に対して講じられた措置が継続的に実施されているかを主眼に監査を行うことにより、適正な事務の継続的執行を確保し、内部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に資することを目的として行政監査を実施した。

3 監査対象事務及び監査実施課

監査対象部局に対して平成29年度及び平成30年度に実施した財務監査及び行政監査の結果を考慮し、選定した。

(1) 委託料の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
緑区役所 区政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公契約条例に基づき契約書に定めるべき労働者の継続雇用に関する事項の記載漏れ ・ 清掃日報の提出漏れ ・ 仕様書と報告書の項目の不一致 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約書に労働者の継続雇用に関する条文を追記し、希望者の継続雇用を確認 ○ 仕様書の内容について、契約相手方と認識の共有を図り、仕様書に基づき清掃日報を作成及び報告書を改訂 ○ 契約事務に係るチェックリストを作成し、複数人による確認を徹底 ○ 管理職による契約関係書類の最終確認及び業務担当者の作業状況の確認を徹底
緑区役所 城山まちづくりセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の取扱いに関する規定等の契約書への記載漏れ及び関連報告書類の提出漏れ ・ 再委託した業務の事前承諾漏れ ・ 責任者の資格証明書類の写し等の提出漏れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約書に個人情報の取扱いに関する作業責任者等の届出に関する規定等を定め、必要な報告書類を提出させ確認 ○ 再委託について、書面を事前提出させ承諾 ○ 契約時の従事者名簿及び資格証明書類の写し等を提出させ確認

	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書と報告書等の内容の不一致及び仕様書の表記が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約相手方とともに仕様書と報告書等を見直し内容を合致させ、仕様書の表記を明確化
<p>緑区役所 津久井まちづくりセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入猟申込みの申請、入猟承認証等の作成及び返納について、管理規程と異なる事務処理 ・公印規則に定められた承認申請を経ない公印の事前押印 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約相手方に適正な入猟申込みの申請を指示し、入猟者の代表者に申請期限の遵守について通知 ○入猟承認証等について、全項目を職員が記載し作成、複数人による記載内容の確認後に契約相手方へ引渡し ○入猟承認証等の返納について、契約相手方に全ての入猟者からの回収の徹底を指示し、入猟者の代表者に返納義務について通知 ○公印の事前押印は行わず、入猟承認に併せて公印の使用申請を行い、承認を得て押印
<p>緑区役所 相模湖まちづくりセンター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例に基づき契約書に定めるべき事項の記載漏れ ・再委託した業務の事前承諾漏れ ・点検報告書の提出漏れ ・仕様書と報告書の不一致及び仕様書の表記が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> ○公契約条例に係る必要事項の履行を確認 ○再委託した業務及び業務の項目等を確認 ○点検報告書を提出させ、適正な点検の実施を確認 ○報告書様式を変更し、契約相手方と協議の上、仕様書の一部を変更
<p>南区役所 区政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公契約条例に基づき契約書に定めるべき労働者の継続雇用に関する事項の記載漏れ ・契約書への監督及び検査に関する事項の記載漏れ ・年次点検実施後に支払うべき手数料を実施前に支払 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存チェックシートの改訂により追加した公契約チェックシートを用いて、契約条項全ての確認を行い、適正に契約を締結 ○契約書を修正し、監督及び検査に関する条文を規定 ○契約相手方から年次点検実施日を書面で報告させるなど、契約相手方と各まちづくりセンターの調整事項を契約担当課が確認できる体制を構築

(2) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

監査実施課	指摘事項等の概要	措置等の概要
緑区役所 地域振興課 中央区役所 地域振興課 南区役所 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充当予算変更時の計画変更申請手続漏れ ・ 実績報告書における収支決算書の記載誤り ・ 実績報告書の提出遅延 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各防犯協会事務局の担当者会議を開催し、予算変更時の計画変更申請手続を指導及び記載要領を説明 ○ 収支予算書及び収支決算書の様式を変更するとともに、提出書類の複数人によるチェックを徹底 ○ 補助金交付要綱に実績報告の速やかな提出を規定するとともに、事務処理の手引きを更新

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
指摘事項等となった不適正な事務処理が再発するリスク	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指摘事項等となった不適正な事務処理が発生した原因の分析がなされているか。 (2) 規則、要綱等に基づき事務処理の手順が適切に整備され運用されているか。 (3) 決裁責任者の決裁や確認がなされているか。 (4) 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。 (5) 人事異動や組織改正等に伴う引継ぎは適切に行われているか。

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

講じられた措置等が継続して取り組まれ、事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 委託料の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、仕様書、見積書、入札結果報告書、支出負担行為書、契約書、業務委託報告書、請求書、支出命令書 等

イ 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務

前回指摘事項等の改善状況、交付申請書、収支予算書、交付決定通知書、支出負担行為書、実績報告書、収支決算書、額確定通知書、支出命令書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

津久井まちづくりセンターの所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 監査の結果

監査基準及び令和3年度財務監査及び行政監査(第1期:緑区役所、中央区役所、南区役所)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

(1) 検討すべき事項

緑区役所津久井まちづくりセンターの委託料の支出に関する事務の措置改善状況を確認したところ、令和2年度の相模原市鳥屋猟区維持管理委託における入猟承認事務において、次のような事例が見られた。なお、本事務は、平成29年度に津久井地域環境課において指摘事項への改善措置が講じられ、令和2年度から事務移管により津久井まちづくりセンター(鳥屋出張所)が猟区事務を行っている。

相模原市鳥屋猟区管理規程の一部を改正する規程(平成30年相模原市告示第406号)により第19条として追加された入猟証明書について、入猟承認時に公印を押印し、鳥屋猟区維持管理業務の受託者に預け、交付事務を行っていた。

今後は、入猟者から入猟承認証の返納を受け、狩猟鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に入猟証明書を交付する旨を規定する同条の手続に従い入猟証明書の交付事務を適正に行われたい。

(2) 各区役所におけるその他の指摘事項等となった不適正な事務処理については、その発生原因の分析は適切に行われ、組織としての事務管理・執行体制の見直しが適切に実施されていたことを確認した。

引き続き、関係諸規程に準拠した適正な事務の執行に努めるとともに、内

部統制の実効性を高めて健全な行財政運営に向けた取組をより一層進められたい。